

抵当権又は根抵当権の設定の登記を電子申請する場合の申請情報について

- 1 はじめて管轄登記所を異にする数個の不動産についての抵当権の設定の登記の場合
不動産登記令（以下「令」という。）別表の55の項申請情報欄イの括弧書きの情報を「その他事項」欄に記録する（「その他事項」欄の入力につき、別紙1参照）。

- 2 抵当権の設定の登記又は根抵当権の設定の登記の追加担保の場合
 - (1) 前の登記物件が追加物件と同一の登記所の管轄に属する1個の場合で、追加物件が1個又は数個のとき
令別表の第55の項申請情報欄ハの(1)(2)(3)又は令別表の第56の項申請情報欄ニの(1)(2)(3)の情報を「前登記の表示」欄に記録する（「前登記の表示」欄の入力につき、別紙2参照）。
なお、令別表の第55の項申請情報欄ハの(3)又は令別表の第56の項申請情報欄ニの(3)の情報は「前登記の表示」欄の「備考」欄に記録する。
 - (2) 前の登記物件が追加物件と同一の登記所の管轄に属する物件を含む数個の場合で、追加物件が1個又は数個のとき
令別表の第55の項申請情報欄ハの(1)(2)(3)又は令別表の第56の項申請情報欄ニの(1)(2)(3)の情報を「その他事項」欄に記録し、令別表の第55の項申請情報欄ハの括弧書き又は令別表の第56の項申請情報欄ニの(4)の情報を物件種別から「共同担保」を選択して記録する（「共同担保」の入力につき、別紙3参照）。
 - (3) 前の登記物件が追加物件とは異なる他の登記所の管轄に属する1個又は数個の場合で、追加物件が1個又は数個のとき
令別表の第55の項申請情報欄ハの(1)(2)(3)又は令別表の第56の項申請情報欄ニの(1)(2)(3)の情報を「その他事項」欄に記録する。

・「その他事項」欄の入力について
 (例: 登記申請書作成支援ソフトウェアにおける申請書様式での入力)

申請書様式の「項目追加」欄の「一般項目」のプルダウンメニューで「その他事項」を選択し、「追加」ボタンをクリックして、その他事項の入力欄を表示させます。

免税又は軽減の根拠情報
(登録免許税が免除または軽減される場合には、その根拠条項を入力してください。(金角入力)) 租税特別措置法第84条の5第1項

項目追加 - 追加する項目を選択し追加ボタンを押下してください

一般項目	移転持分	===	追加
名義人項目	総代金	===>	追加
事項項目	その他事項	===>	追加
その他項目	損害金	===>	追加
	存続期間	===>	追加
	対価	===>	追加
	建物の表示		
	担保限度額		
	代位原因		

不動産の表示 (表示対象の物件を特定する情報一覧)



その他事項の入力欄が表示されます。

その他事項 (金角入力)

項目追加 - 追加する項目を選択し追加ボタンを押下してください

一般項目	移転持分	===>	追加
名義人項目	委託者	===>	追加



← 該当の情報を入力します。

その他事項 (金角入力)

管轄外の物件
 所在 千葉県市川市市川一丁目
 地番 2345番67

項目追加 - 追加する項目を選択し追加ボタンを押下してください

一般項目	移転持分	===>	追加
名義人項目	委託者	===>	追加



(入力済みの申請書様式を画面表示させた場合(抜粋))

登録免許税	金 195,000 円
	租税特別措置法第84条の5第1項
その他事項	管轄外の物件
	所在 千葉県市川市市川一丁目
	地番 2345番67
	地目 宅地
	地積 34・07平方メートル
不動産の表示 (1)	

- ・「前登記の表示」欄の入力について
(例: 登記申請書作成支援ソフトウェアにおける申請書様式での入力)

申請書様式の「不動産の指定方法」欄のプルダウンメニューで前の登記物件の物件種別(例では「土地」)を選択し、「表示物件追加」ボタンをクリックして、前の登記物件を入力する欄を表示します。

不動産の表示 (表示対象の物件を特定する情報一覧)													
不動産の指定方法	<input type="radio"/> オンライン物件検索 <small>インターネットから、申請する登記所の管轄の物件を検索し、申請書に取込むことができます(平日8:30~19:00。ただし、システム)</small>												
	<input checked="" type="radio"/> 物件情報直接入力 <small>不動産番号または物件情報(所在/地番・家屋番号)を直接入力します。</small> <small>注: 物件情報は正確に入力してください。入力誤りのある場合や所在の表示に外字を含む場合には、請求エラーとなるため、「オンライン</small>												
No.1	<table border="1"> <tr> <td>物件種別</td> <td>土地</td> <td>所在</td> <td>東京都中野区中野一丁目</td> </tr> <tr> <td>指定方法</td> <td> <input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号 </td> <td>家屋番号</td> <td>100-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>不動産番号(半角入力)</td> <td></td> </tr> </table>	物件種別	土地	所在	東京都中野区中野一丁目	指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	家屋番号	100-23			不動産番号(半角入力)	
物件種別	土地	所在	東京都中野区中野一丁目										
指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	家屋番号	100-23										
		不動産番号(半角入力)											

前の登記物件を入力する欄が表示されます。

No.1	物件種別	土地	所在	東京都中野区中野一丁目	申請情報入力
	指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	地番/家屋番号	100-23	申請物件削除
			不動産番号(半角入力)		申請情報 地目: 宅地 地積: 123.45平方メートル
	他管轄の登記所名(全角入力)				
No.2 前物件複写	物件種別	土地	所在		申請情報入力
	指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	地番/家屋番号		申請物件削除
			不動産番号(半角入力)		申請情報
	他管轄の登記所名(全角入力)				

登記申請書補助画面が表示されます。

登記申請書補助画面	
D:\オンライン申請\根抵当権設定\ex1201.xml	
申請物件(No.2)	
物件種別: 土地	
【土地の表示】	
【所在】 (全角入力)	<input type="text"/>
【地番】 (全角入力)	<input type="text"/>
【地目】 (全角入力)	<input type="text"/>
【地積】 (全角入力)	<input type="text"/>
【備考】 (全角入力)	<input type="text"/>



登記申請書補助画面
D:\オンライン申請\根抵当権設定\ex1201.xml

申請物件 (No.2)
物件種別：土地 所在：東京都中野区中野一丁目 地番/家屋番号：100-18

【土地の表示】

前登記の表示 ← 「前登記の表示」を選択します。

【所在】 (全角入力) 東京都中野区中野一丁目

【地番】 (全角入力) 100番18

【地目】 (全角入力) 宅地

【地積】 (全角入力) 56・07平方メートル

【備考】 (全角入力) 順位第1番

各事項を入力します。



(入力済みの申請書様式を画面表示させた場合(抜粋))

不動産の表示 (2)

土地 東京都中野区中野一丁目100-18

土地の表示

前登記の表示

所 在 東京都中野区中野一丁目

地 番 100番18

地 目 宅地

地 積 56・07平方メートル

順位第1番

・「共同担保」の入力について

(例: 登記申請書作成支援ソフトウェアにおける申請書様式での入力)

申請書様式の「不動産の指定方法」欄のプルダウンメニューで「共同担保」を選択し、「表示物件追加」ボタンをクリックして、共同担保の入力欄を表示します。

不動産の表示 (表示対象の物件を特定する情報一覧)				
不動産の指定方法	<input type="radio"/> オンライン物件検索 <small>インターネットから、申請する登記所の管轄の物件を検索し、申請書に取込むことができます (平日8:30~19:00。ただし、システムメンテナンス中は利用できません。)</small>		<input type="radio"/> 物件情報直接入力 <small>不動産番号または物件情報 (所在/地番・家屋番号) を直接入力します。</small> <small>注: 物件情報は正確に入力してください。入力誤りのある場合や所在の表示に外字を含む場合には、請求エラーとなるため、「オンライン物件検索」をご利用ください。</small>	
	<input type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号		<input type="button" value="表示物件追加"/> <small>表示物件を追加する場合は、左記の物件種別を選択し、ください。以下の一覧の最下段に物件が追加されます。</small>	
No.1	物件種別	土地	所在	東京都中野区中野一丁目
	指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	家屋番号	100-23
		土地 土地 一般建物 区分建物 (一棟) 区分建物 (専有) 共同担保	不動産番号 (半角入力)	



共同担保の入力欄が表示されます。

No.1	物件種別	土地	所在	東京都中野区中野一丁目	申請情報入力
	指定方法	<input checked="" type="radio"/> 所在 <input type="radio"/> 不動産番号	地番/家屋番号	100-23	申請物件削除
	他管轄の登記所名 (全角入力)				申請情報 地目: 宅地 地積: 123.45平方メートル
No.2	物件種別	共担	共担記号 (全角入力)		申請情報入力
			共担番号 (全角入力)		申請物件削除
	他管轄の登記所名 (全角入力)				申請情報



No.2	物件種別	共担	共担記号 (全角入力)	(た)	<input type="button" value="申請情報入力"/>
			共担番号 (全角入力)	1234	申請物件削除
	他管轄の登記所名 (全角入力)				申請情報

共同担保目録の番号が「(た)第1234号」の場合、共担記号の欄には、「(た)」(全角入力)、共担番号の欄には、「1234」(全角入力)と入力します。入力後、「申請情報入力」ボタンをクリックします。



登記申請書補助画面が表示されます。

登記申請書補助画面

D:\オンライン申請\根拠当権設定\ex1201.xml

申請物件(No.2)

物件種別：共担 共同担保目録番号：(た) 1 2 3 4

【共同担保】

【共同担保目録】

(全角入力)

【事項内容】

(全角入力)



登記申請書補助画面

D:\オンライン申請\根拠当権設定\ex1201.xml

申請物件(No.2)

物件種別：共担 共同担保目録番号：(た) 1 2 3 4

【共同担保】

【共同担保目録】

(全角入力) ← 共同担保目録の情報を入力します。

【事項内容】

(全角入力)

共同担保目録の番号が「(た)第1234号」の場合、共同担保目録の欄に、「(た)第1234号」(全角入力)と入力します。



(入力済みの申請書様式を画面表示させた場合(抜粋))

不動産の表示 (2)

共担 (た) 1 2 3 4

共同担保

共同担保目録 (た) 第1234号

【参考資料】

不動産登記令 別表の55

抵当権（根抵当権を除く）の設定の登記
イ 法第83条第1項各号に掲げる登記事項（同項第4号に掲げる登記事項であって、他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものがあるときは、当該不動産についての第3条第7号及び第8号に掲げる事項を含む。）
ロ 法第88条第1項各号に掲げる登記事項
ハ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする抵当権の設定の登記をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合には、法務省令で定める事項）
（1） 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番
（2） 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号
（3） 順位事項

不動産登記令 別表の56

根抵当権の設定の登記
イ 法第83条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる登記事項
ロ 法第88条第2項各号に掲げる登記事項
ハ 民法第398条の16の登記にあつては、同条の登記である旨
ニ 一の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の設定の登記又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の設定の登記（民法第398条の16の登記をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の設定の登記及び同条の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項
（1） 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番
（2） 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号
（3） 順位事項
（4） 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項